

質問項目		回答
1. 総論		
1	緊急事態宣言とは何か。	緊急事態宣言は、新型コロナウイルス感染症により、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延によって、国民の生活、経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第32条第1項に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が発令するものです。
2	緊急事態措置を実施する期間は？	令和3年8月20日（金）（0時）から 令和3年9月30日（木）（24時）までです。 ※当初の期限9/12（日）から延長  【兵庫県の過去の緊急事態措置等】 緊急事態措置 令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日 令和3年4月25日～令和3年6月20日 まん延防止等重点措置 令和3年4月5日～令和3年4月24日 令和3年6月21日～令和3年7月11日 令和3年8月2日～令和3年8月19日
3	緊急事態措置の対象区域は？	兵庫県全域です。
4	措置期間終了の9月30日以降はどうなるのか？	県内の感染状況等を踏まえ、国において緊急事態宣言の解除等について判断されることとなります。
2. 9月13日からの緊急事態措置延長に伴う対策について		
1	緊急事態宣言の延長でどういった対策をするのか？	緊急事態措置の延長に基づいて感染拡大を食い止め、早期に収束に向かわせるため、特に、「人と人の接触機会の低減」や「感染リスクの高い場面の回避」、「クラスターの多発等を踏まえた感染対策の徹底」について引き続き県民・事業者に要請し、対策を推進することとしています。  1 人流抑制対策の推進 ① 不要不急の外出自粛の徹底 ② 感染リスクの高い行動の回避 ③ 飲食店におけるマスク着用の徹底 ④ 在宅勤務（テレワーク）等の推進 2 クラスター等の発生を踏まえた感染対策の徹底 ① 入場整理等による密の回避等感染対策の徹底 ② 職場・学校・家庭での基本的な感染対策の徹底  詳しくは、以下の県ホームページをご確認ください。 <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/documents/g_kaiken20210909_03.pdf">https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/documents/g_kaiken20210909_03.pdf</a>
2	「要請」「協力依頼」という文言がそれぞれ使われているが、どう違うのか？	【要請】は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）の第45条第2項や第24条第9項に基づく「要請」です。第45条第2項の要請に応じないときは、措置を講ずるべきことを命じることができ、これに正当な理由がなく違反した場合は、過料に処されます。いずれの場合もその旨を公表することができます。  【協力依頼】は、特に法律に規定されたものではなく、法によらない、知事からの協力の依頼です。
3. 外出自粛について		
1	外出自粛について、要請内容は？何に基づくものか？	以下のことを要請しています。（特措法第45条第1項に基づく要請）  ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること ・ 外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること 特に混雑した場所等への外出を半減すること ・ 感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来を自粛すること ・ 時短要請時間外に飲食店等に入りしないこと ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること ・ 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

2	外出自粛要請に応じなかった場合、罰則はあるか？	罰則適用はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご協力をお願いします。
<b>4. イベント（催物）について</b>		
1	イベントについて、開催する基準は？何を要請しているのか？	<p>イベント開催に当たっては、次のことを要請しています。（特措法第24条第9項に基づく要請）</p> <p>① 開催制限等に係る要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開催の目安等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内</li> <li>・収容定員が設定されていない場合は人との十分な距離(1m)を確保すること</li> </ul> </li> <li>○祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない催物については、中止を含めて慎重に検討すること</li> <li>○催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底し、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること</li> <li>○参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底すること</li> </ul> <p>② 営業時間短縮等の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○21時までの営業時間短縮</li> <li>※オンライン配信の場合は、営業時間短縮は不要</li> </ul>
2	チケット販売の取扱いはどうなっているか？	9月13日（月）以降に販売開始されるものは、上記の1の①と②の要請を満たしていただく必要があります。
3	イベント開催に当たって、県などに事前の相談をする必要があるのか？	<p>全国的な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、開催要件や感染防止対策等について県の新型コロナウイルス感染症対策本部事務局へ、事前に相談いただくよう要請しています。</p> <p>詳しくは、以下の県ホームページをご確認ください。  「イベント開催にあたっての方針」  <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/daikiboibennto.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/daikiboibennto.html</a></p>
4	イベント開催についての要請に応じなかった場合、罰則はあるか？	罰則はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご協力をお願いします。
<b>5. 施設の使用制限について</b>		
時短要請等を行わない施設		
1	葬祭場で酒類を提供してもよいのか？	葬祭場について、酒類提供の禁止をお願いします。（協力依頼）
2	宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは問題ないか。宿泊客しか利用しないレストランはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは差し支えありません。</li> <li>・宿泊客しか利用しないレストランについても、酒類の提供及びカラオケ使用の禁止をお願いします。（協力依頼）</li> </ul>
3	ホテル・旅館等の日帰り利用客へ、客室での食事の際に、酒類を提供する場合はどうなるのか。	客室での食事の際の酒類の提供には、飲食店等への要請は該当しません。但し、宴会場や広間など集会の用に供するところで、日帰り利用客に対して、食事の際に酒類を提供する場合は、飲食店等への要請と同じ内容を要請します。（酒類提供の禁止）

時短要請等を行う施設	
1	<p>多数利用施設への要請等の内容は？</p> <p>&lt;多数利用施設&gt;  ○20時までの営業時間短縮要請(*1)  *1:1,000㎡以下施設の場合は協力依頼  ○人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請  ○酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請  ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</p> <p>&lt;イベント関連施設&gt;  ○イベント開催の場合は、21時までの営業時間短縮要請  (イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮要請(*2))  *2:1,000㎡以下施設の場合は協力依頼  ○イベント開催制限要件を準用した施設の運用を要請  ○人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請  ○酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請  ○業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</p> <p>詳しくは、以下の県ホームページをご確認ください。  「施設の使用制限について」  <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html</a></p>
2	<p>「生活必需物資」の範囲は？</p> <p>生活必需物資とは食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料または化粧品等を指します。  具体的な店舗には、食料品店、薬局、ガソリンスタンド、ベビー用品店、化粧品小売店等が該当します。</p>
施設別の取扱い	
1	<p>「衣料品店」「家電量販店」等は、「生活必需物資販売施設」に当たるか？</p> <p>「衣料品店」「家電量販店」等は、生活必需物資販売施設に該当しません。</p>
2	<p>潮干狩り、キャンプ、釣り堀にはどういった要請をしているのか？</p> <p>潮干狩り場、フィールドアスレチックなどの遊技施設を併設しているキャンプ場、釣り堀、イチゴ狩り場などは、テーマパーク、遊園地などの屋外の遊技施設と同様に、以下の要請をしています。</p> <p>&lt;床面積の合計が1000㎡超の施設&gt;  ・20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時まで)</p> <p>&lt;床面積の合計が1000㎡以下の施設&gt;  ・20時までの営業時間短縮の協力依頼(イベント開催の場合は21時まで)</p> <p>&lt;共通&gt;  ・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保すること  ・業種別ガイドライン遵守の徹底  ・入場整理  ・施設内での飲酒につながる酒類提供等(酒類の施設内持込含む。)及びカラオケ設備使用の禁止</p>
3	<p>ライブハウスは遊興施設に分類されているが、劇場等と同様に無観客・オンライン配信はしてもよいのか？</p> <p>劇場等と同様に無観客でのオンライン配信は、営業時間短縮要請の対象ではありません。</p>
4	<p>自動車修理工場は時短要請の対象となるのか？</p> <p>「修理等のサービス」は「生活必需サービス」にあたるため、時短要請の対象にはなりません。</p>
罰則等	
1	<p>時短要請を守らなければ、罰則はあるのか？</p> <p>(飲食店を除く)多数利用施設の時短は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。</p>
6. 飲食店への要請について	
1	<p>飲食店で酒類を規制する意図(理由)は？</p> <p>政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいと言われています。  コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、酒類やカラオケ設備の提供は、禁止をお願いしています。</p>

2	飲食店に利用者が酒類を持ち込んで飲酒することは許容されるのか。	飲食店への利用者による酒類を持ち込んでの飲酒についても、禁止をお願いしています。
3	居酒屋等で酒類の提供をしなければ、休業しなくて良いのか？（メニュー上に酒類があれば、すべて休止の対象になるのか）	要請期間中、酒類やカラオケ設備の提供をしなければ、休業要請の対象にはなりません。 その場合であっても、営業時間短縮（～20時）をお願いします。
4	時短をせずに営業をした場合の罰則は？	正当な理由がないのに時短に応じていただけない場合、知事は特に必要があると認めるときには、施設管理者に対し、命令を出すことができます。この命令に違反した場合、30万円以下の過料に処されます。
7. その他		
1	路上、公園等の屋外での飲酒の罰則は？	県では、特措法第45条第1項に基づき、路上等での飲酒を行わないよう要請しています。これに違反しても罰則の適用はありませんが、店先・路上・公園等での飲酒は感染リスクが高い行動ですので、やめて頂きますようご協力をお願いします。